

エレベーターへの二重ブレーキの設置状況について

～二重ブレーキの設置率は23.1%～

令和2年3月31日
建築部建築行政課

建築基準法施行令の改正により、平成21年9月28日以降（基準日）に設置されたエレベーターには、二重ブレーキ※1（戸開走行保護装置）の設置が義務づけられています。

基準日より前に設置されたエレベーターには、全面的な撤去・新設を行うまで設置の義務はありませんが、本市が所有または管理するエレベーターへの設置状況について調査を行いました。

本市では平成31年度現在、321基のエレベーター（共用開始前や使用中止は除く）を所有（管理）しており、このうち、エレベーターの二重ブレーキの設置状況は表1のとおりです。

今後も法改正の動向を見極めながら実態の把握を行い、市有施設の安全性の確保と適切な維持管理に努めます。

※1 エレベーターを動かす装置に故障が生じた場合に、利用者が乗場の戸の枠とかごの間に挟まれる事故を防止する装置

表1 市有施設の二重ブレーキの設置状況

	対象基数	設置基数	設置率
二重ブレーキ	321基	74基	23.1%

問い合わせ先

新潟市役所 建築部 建築行政課

TEL 025-226-2845

FAX 025-224-6011

eMail kenchiku@city.niigata.lg.p